

避難場所の管理・運営に関する確認書

高知県教育委員会（以下「甲」という。）と田野町（以下「乙」という。）とは、甲の管理に係る施設を災害発生時の避難場所として乙が指定するに当たり、当該施設の管理及び運営について、次のとおり確認する。

（趣旨）

第1条 この確認書は、災害発生時における迅速な避難場所の開設と安全な避難生活の確保を目的として、乙が避難場所として指定する甲の所管する施設の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（避難場所）

第2条 乙が避難場所として指定する甲の所管する施設（以下「甲施設」という。）は、高知県安芸郡田野町1203-4、高知県立中芸高等学校体育館及び運動場とする。

（避難場所の開設・閉鎖）

第3条 乙は、甲施設を避難場所として開設しようとし、又は開設した避難場所を閉鎖しようとするときは、あらかじめ、甲施設の管理者を経由して甲にその旨を通報するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、事後に遅滞なくこれを行うものとする。

（遵守事項）

第4条 乙は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）善良な管理者の注意を持って甲施設を使用すること。

（事故等の責任）

第5条 避難場所の開設その他避難場所の管理及び運営に当たっては乙若しくは第三者が甲の施設を毀損し、又は乙が第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてこれを処置するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

（必要な情報の提供）

第6条 甲は、乙が甲施設を避難場所として利用するにあたって乙が必要とする事項を遅滞なく乙に通知しなければならない。

(協議)

第7条 この確認書に定めのない事項及びこの確認書に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この確認事項を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成25年3月27日

甲 高知県教育委員会

教育長

乙 田野町

町長